

令和5年第3回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年3月9日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年3月17日
4. 出席農業委員 18名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 18名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田 俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 6名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 現況確認証明願いについて
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報告第1号 専決処分 of 報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和5年第3回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後3時48分宣告)
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員18名で定足数に達しております。
よって令和5年第3回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
 - 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、7番、鈴木政浩委員、8番、穴戸洋一委員、以上2名を指名いたします。

また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と齋藤副主幹の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。

●●●さんは、トラクター、耕運機、軽トラック、噴霧器などの農機具を所有しており、家族で年間900日農業に従事し、許可後の耕作面積は、277aです。通作距離は、自宅から車で6分であります。

2番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、軽トラック、乗用草刈機、スピードスプレヤーなどの農機具を所有しており、家族で年間395日農業に従事し、許可後の耕作面積は、108aです。通作距離は、自宅から車で5分であります。

3番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、田植機、スピードスプレヤー、軽トラック、運搬機などの農機具を有しており、家族で年間400日農業に従事し、許可後の耕作面積は、99aです。通作距離は、自宅から車で15分であります。

4番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、一括贈与による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、トラック、高所作業車、草刈機などの農機具を所有しており、家族で年間730日農業に従事し、許可後の耕作面積は、157aです。通作距離は、自宅周辺と車で2分ほどであります。

5番と6番は、譲受人が同じでありますので、一括して説明いたします。

5番は●●●●●さんから、6番は●●●●●さんから、●●●●●さんへ売買による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、軽トラックなどの農機具を所有しており、家族で年間280日農業に従事し、許可後の耕作面積は、79aです。通作距離は、どちらも自宅から車で5分で

あります。

7番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、乗用草刈り機、田植機、軽トラックなどの農機具を所有しており、家族で年間510日農業に従事し、許可後の耕作面積は、198aです。通作距離は、自宅から車で10分であります。

8番、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、耕運機、乗用草刈機、田植機、軽トラック、コンボ、ホイールローダーの農機具を所有しており、家族で年間660日農業に従事し、許可後の耕作面積は、137aです。通作距離は、自宅から車で5分程度であります。

9番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、田植機、耕運機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、草刈機の農業機械を所有しており、家族が年間250日農業に従事し、許可後の耕作面積は192aです。通作距離は、自宅から車で9分であります。

以上、9件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、8番、穴戸洋一調査員、お願いいたします。

8番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。3月13日、譲渡人の●●●●さんとは電話で、譲受人の●●●●さんとは直接お会いしてお話を伺いました。●●●●さんは申請地を借りていた方から返還されましたが、自らも農業をやるつもりはないので、贈与を提案しました。しかし断られたため、●●●●さんに話を持って行ったそうです。この畑は、蜂屋柿が植わっている畑です。譲受人の●●●●さんは、平核無柿を多く抱えており、蜂屋柿が欲しかったとのことで、話がまとまったそうです。●●●●さんは、家族で農業を営む専業農家ですので、問題ないと思われます。皆様のご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番と3番の案件について、16番、佐藤清光調査員、お願いいたします。

16番委員 議案第1号の2番と3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず2番の案件ですが、3月13日の午後、譲受人の●●●●●●●●さん宅に伺い

現地を確認してまいりました。譲渡人の●●●●●さんとは電話でお話をしました。両家は親戚同士であり、本家に土地を戻した形になります。野菜が栽培されており、何ら問題のないものと見てまいりました。続いて3番の案件につきまして同じく3月13日午後、現地を見てまいりました。譲渡人、譲受人双方と電話で話を伺いました。中古住宅取引に付随する農地売買となります。受け手の農家要件に問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、15番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

15番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。3月14日に現地を確認し、譲渡人に話を聞いてまいりました。本件は譲渡人の●●●さんが71歳になったことから、息子さんの●●●さんへ経営移譲する、贈与による所有権移転になります。お二人は現在も一緒に農業を営んでおり、申請地の田畑に関しましては、コメ、桃、りんごと作っておられまして、肥培管理は十分にされておりました。これからも変わることなく農業を続けていくとのこと。特に問題ないとの判断をしてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番と6番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の5番と6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2件とも、譲受人が同一の案件であります。譲受人の●●●さんは、夫婦で水稲作を拡大したいために申請地を求めたとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の7番と8番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第1号の7番と8番の案件について報告いたします。譲渡人の●●●●●さんは●●●で生活しており、農業もやっておりません。昨年9月に、農地バンクや空き家に付随する農地制度を利用して農地を譲渡した方です。今回は、空き家に付随していない農地についてどうにか整理したいとのことでした。7番の申請地は、譲受人である●●●●●さんのお父さんが借り受けて保全管理してきた土地です。周囲が綺麗な段々畑であるので、荒らさないために贈与にて引き受け、今後も保全管理していくとのこと。8番申請地の譲受人である●●●●●さんも、申請地にある柿畑がきちんと管理されていたことから、引き受けることにしたそうです。以上2件とも、何ら問題ないと判断してまいりました。

たので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、13番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

13番委員 議案第1号の9番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●さんとは、3月14日に電話にてお話を伺いました。●●●●●●●●は、昨年まで私が耕作している田んぼでした。亡くなった●●さんのお父さんから生前、作ってくれと委託を受けて耕作しておりました。申請地の隣地に田んぼを持つ譲受人の●●さんが規模拡大したいとのことで、昨年私の方に話がありまして、それでは●●さんと直接話して下さいと申し上げ、今回、●●さんが●●さんから購入するということで話がまとまりました。●●さんの規模拡大ということで何ら問題ないとの判断をしてまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、1番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、砂利採取及び農地改良のための一時転用であります。賃借権の設定、3年であります。農地区分は、農振農用地区内の農用地と10ha以上農地が連たんしている農地、第1種農地となります。農用地及び第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため転用許可可能と判断しました。

2 番については、残土仮置場、資材仮置場、露天駐車場等敷地のための一時転用であります。貸借権の設定、1 年であります。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

以上、2 件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1 番の案件について、34 番、八城智広調査員お願いいたします。

34 番委員 議案第2号の1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日3月16日午前9時、伊達東交流館集合で、清野会長、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。申請地は県道保原桑折線沿いの保原寄りに位置し、耕作放棄地となっています。ここを水田として営農再開するにあたり、盛り土しなければ駄目だということで、砂利を採取して盛り土するということでした。水田利用のために必要な転用だと思われます。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。議案第2号の2 番の案件について、16 番、佐藤清光調査員お願いいたします。

16 番委員 議案第2号の2 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日3月16日午前9時、梁川総合支所集合で、清野会長、長沢委員、渡邊委員、菊池推進委員、私と、事務局3名の計8名で現地を確認して参りました。申請地につきましては、●●●●●●●●●●予定地の近くであり、転用目的については●●●●●●●●●●の関連工事に関わる資材置場、残土置場、駐車場等の許可申請であります。被設定人である●●●●●は、転用目的等を事務局に説明しました。設定人の●●さんに対しては、渡邊委員が確認をし、申請通りであることを確認しました。もう一人の設定人である●●さんに対しては、菊池推進委員が確認をしました。●●さんは、●●の地元であり、●●●●●●●●●●に反対の立場でもあることから、申請を取り下げたとのことでした。取下理由としては、●●●●●●●●●●が、●●●●●●●●●●の関連工事であるとは一言も言わなかったため、転用目的を詳しく知らないまま契約を結んでしまったためだとのことでした。只今申し上げた通り、●●さんは申請の取り下げをしたということですので、2 番の案件につきましては、継続審議の方向にしていきたいと思っております。以上よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、只今16 番委員の発言にありましており、2 番の案件については継続審議としたいと思っておりますので、後程お諮りいたします。それでは、これより質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第

議 場 「異議なし」の声。

議 長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 賛成全員。よって、議案第２号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、意義がなければ「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議 場 (委員挙手多数)

議長 次に、議案第３号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

補足説明を農地係長からいたさせます。

1番、●●●●●●●●●●については、昭和55年頃より宅地の進上路として利用し現在に至っております。

以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

２３番委員　議案第３号の１番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。３月１６日午前９時４０分に保原本庁舎集合で、清野会長、佐藤委員、浦山委員、私と、事務局３名の計７名で現地を確認して参りました。申請地は、市街北部から市道幹線道路、●●●●●●●●に向かう路線の３００メートルほ

議長　ありがとうございます。

25番委員　議案第3号の2番の案件について現地を確認して参りましたのでご報告いたします。3月16日午後1時30分に霊山総合支所集合で、菅野委員、大橋委員、私と、事務局3名の計6名で現地を見て参りました。願出人の息子さんが●●●●●●に住んでおりまして、このたび家を新築することとなりました。その際に、申請地が農地のままとなっておりましたので、今回の申請に至ったようであります。申請地は、住宅の軒の部分がかかっていたようであります。道路改良に伴い、傾斜地となってしまったようです。承認もやむを得ないものと判断して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議案第 3 号「現況確認証明願いについて」の 2 件の案件について、質疑を許します。

14番委員 議長、14番委員。

1 4 番委員 議案第3号の2件の案件につきまして、1番案件が宅地、2番案件が雑種地になっていますが、1番案件の宅地進入路は雑種地、2番案件は傾斜地といえども軒下であれば宅地ではないでしょうか。

14番委員 わかりました。

議 場 「異議なし」の声。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第 3 号「現況確認証明願いについて」の 2 件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第４号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第４号については一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の賃借権設定に係る７０件、使用貸借権設定に係る１８件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の賃借権設定に係る７０件、使用貸借権設定に係る１８件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の賃借権設定に係る７０件、使用貸借権設定に係る１８件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第１号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議場 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第１号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年第３回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。（午後４時４２分閉会）

- | | | |
|-------------|-------|------|
| 11. 提出事項の顚末 | 議案第１号 | 許可決定 |
| | 議案第２号 | 許可決定 |
| | 議案第３号 | 承認決定 |
| | 議案第４号 | 承認決定 |

- | | |
|-------------|--------------|
| 12. この会議の議案 | この議事録の末尾に綴る。 |
|-------------|--------------|